

磯子浜松町線等の都市計画素案（案）の 説明会議事要旨

磯子浜松町線の一部区間の変更（廃止）等について、都市計画素案（案）の説明会を開催しましたので、お知らせします。

1 開催状況

日 時	会 場	来場者数
平成23年 6月 6日（月） 午後7時～午後7時45分	藤棚地区センター 中・小会議室 （西区）	14名
平成23年 6月 8日（水） 午後7時～午後7時45分	磯子小学校 視聴覚室 （磯子区）	21名
平成23年 6月10日（金） 午後7時～午後7時40分	太田小学校 体育館 （南区）	17名
計		52名

2 主催者

横浜市 道路局 計画調整部 企画課
建築局 企画部 都市計画課

3 議事要旨のとりまとめ

- ・ 説明会での質疑の主なものを抽出し、わかりやすい表現でまとめました。
- ・ テーマ毎に分類しました。
- ・ 質疑応答を行う前の主催者側の説明は省略しました。

4 議事要旨

◇ 都市計画道路の整備に関するもの

Q 磯子浜松町線や藤棚伊勢佐木線などの整備予定はありますか。

A 磯子浜松町線や藤棚伊勢佐木線などは、車道は確保されているが、歩道の拡幅が残るなどの概成区間があり、今後、都市計画線まで拡幅する予定です。

Q 事業を実施した場合の補償はどうなるのか教えて欲しい。

A 都市計画道路など公共事業のために、権利者の皆さまから土地をお譲りいただいたり、建物等の物件の移転をお願いするときは、「横浜市の公共用地取得等に伴う損失補償基準規定」などにより、土地の譲渡、建物等の移転費用などを算定し、これらの費用について補償させていただきます。

参考URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/kensetsu/shigoto/shigoto-nagare.html>

◇ 廃止に関するもの

Q 今回の廃止に伴う変更点を教えて欲しい。

A 都市計画道路の区域内に建築を行う場合、都市計画法第53条の許可（階数が3以下、高さ12m以下、かつ、地階を有しない等、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができるもの）を受ける必要がありますが、廃止の告示後、都市計画道路の区域でなくなる土地は、この許可を受ける必要はなくなります。

また、境之谷交差点付近の防火地域及び準防火地域は、都市計画道路沿道の防災性の向上を図るため、都市計画道路から11mの範囲を防火地域、それ以外を準防火地域としています。今回の廃止に伴い、変更後の藤棚伊勢佐木線から11mの区域を準防火地域から防火地域、廃止する磯子浜松町線から11mの区域を、防火地域から準防火地域になります。新たに防火地域となる区域において、一定規模以上の建築物を建築する際には、耐火建築物にする必要があります。

参考URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/sidou/seigen.html>

◇ 都市計画に関するもの

Q 都市計画道路の区域内の建築物の許可基準を教えて欲しい。

A 当該建築が都市計画施設（道路、公園、河川等）に関する都市計画に適合し、又は当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除去することができるものであると市長が認めるとき。

（1）事業認可等の告示（都市計画法第62条第1項）がされていない都市計画施設の区域内において行われるものであること。

（2）階数が3以下、高さが12m以下、かつ、地階を有しないこと。ただし、市長が円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがあると認めて指定した区域においては、階数を2以下とする。

（3）主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

参考URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/sidou/seigen.html>

Q 都市計画道路の位置を確認したい。

A 建築局都市計画課に必要書類を申請していただければ、提出していただいた図面に都市計画決定線を記入します。変更後（廃止）の位置確認については、変更の告示後になります。

参考URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/sidou/>

Q 廃止区間周辺の「第一種住居地域」及び「第二種中高層住居専用地域」の建築物の形態制限を教えて欲しい。

A 建築物の形態制限には、用途地域、高度地区（最高限）などがあり、高度地区では、「第一種住居地域」が第4種高度地区、「第二種中高層住居専用地域」が第3種高度地区になります。

参考URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/sidou/seigen.html>

◇ 手続きに関するもの

Q 都市計画変更の手続きで、磯子浜松町線は神奈川県、藤棚伊勢佐木線及び防火・準防火地域は横浜市になっているが、同時進行で進めていくのですか。

A 基本的には同時期に手続きを進め、同時に都市計画変更の告示を予定しています。

Q 今後、素案（案）の内容の変更はありますか。

A 基本的には、同内容の都市計画素案としてとりまとめ、公聴会や縦覧等の都市計画手続きを進め、最終的には都市計画審議会に諮り、了承されますと、変更の告示となります。

Q 今回開催した3会場での説明会の内容は同じですか。

A 3会場とも同じ内容の説明をしております。

◇ その他

Q 磯子区の国道357号線の事業状況を教えて欲しい。

A 国道357号線の根岸駅付近（磯子区版の都市計画道路網の見直しの素案の①）は、国土交通省が所管しており、現在、事業を進めています。横浜市が「都市計画道路網の見直しの素案（平成20年5月）」を公表した時点では、事業実施前でしたので、事業着手時期は「未定」としています。

参考URL（国土交通省）：http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/service_inf/business/e_02-05-01.htm

◇ 要望

○ 中村橋、天神橋、根岸橋、滝頭、磯子橋のバス停に屋根と風を遮る囲いを設置して欲しい。

→ バス事業者などの関係部署に伝えるとともに、市政へのご意見として、今後の参考とさせていただきます。